

意見陳述要旨

2022年11月14日

原告 西 スミ子

原告の西スミ子です。

私は13才の少女の頃に、生理が止まるという説明だけで旧優生保護法により子宮摘出手術を受けてしました。

その時に未来に紡ぐ可能性の芽を全て摘まれてしまいました。

大人になって自分が受けた手術で子供を授かる能力を失われたことを知りました。それでも、一縷の望みをかけて手術を受けた病院に2度足を運びましたが、現実には私に絶望を与えただけでした。頭では理解しても、心は到底付いていかず、納得出来ないままこの苦しみをどこにぶつけて良いのかわからず、長い年月を苦しみながら過ごしていました。

2019年4月に一時金支給法が出来たことを知り一時金支給の手続きをしましたが、金額的に本当に一時的なものだと思っていました。しかしそれ以降いっこうに振り込まれる気配がなかったためヘルパーと一緒に厚生労働省に尋ねたところ、これ以上望むのであれば司法に訴えるしかないとの回答を得て、旧優生保護法弁護団と出会い、提訴するに至りました。

この裁判で私に行なわれた手術は国が作った法律の基、行なわれたということを認め私の思いを受け止めて謝罪して欲しいと思っています。

今後裁判が進むにつれより多くの被害者の道しるべになって行ければと思っています。

国は被害者に対して謝罪と補償すべき重い責任があると自覚し、強制不妊手術は社会、人権問題であると認め早急に対応して欲しいです。

以上です。